

## 事例から考察する幼稚園とPTAとの連携

佐野 真一郎

- 1 はじめに
- 2 事例：S市A幼稚園について
  - 2-1 地域環境
  - 2-2 役員選出について
  - 2-3 会費について
  - 2-4 年間の活動
- 3 我が国へのPTA導入について
- 4 次世代育成支援時代のPTA活動
  - 4-1 少子化に伴う活動の変化
  - 4-2 子どもの安全対策への取り組み
  - 4-3 情報化に対応したPTA活動
- 5 今後の課題と展望—おわりに代えて—

## 1 はじめに

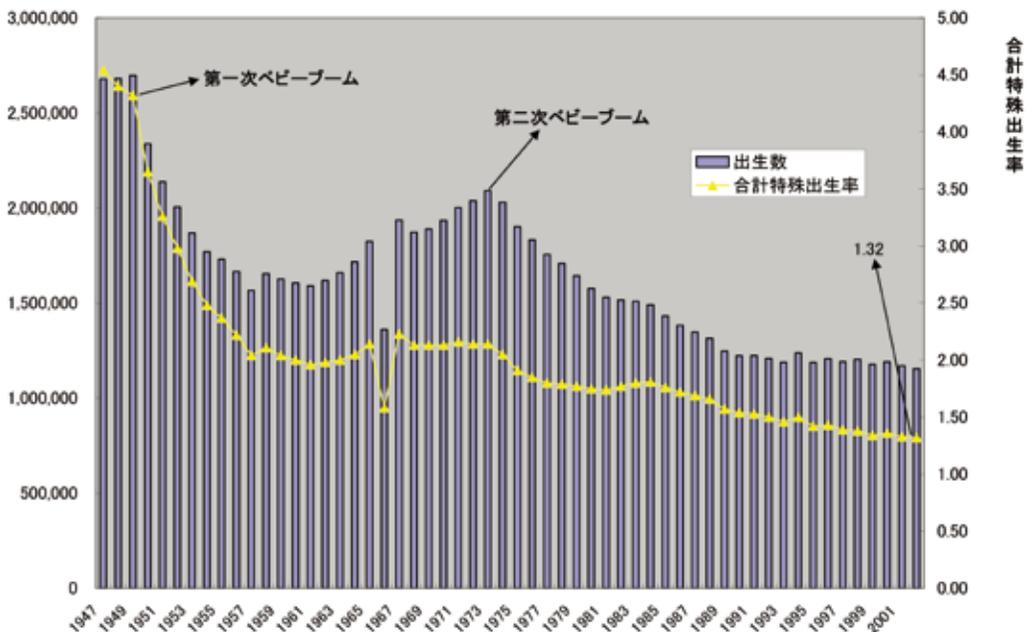
21世紀に入り、我が国は高度の少子高齢化社会を迎えている。過去の為政者たちの未来に対する無策を、今さらながら晒しても何の進展も望めない。現在国策としては、「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月）、新エンゼルプラン等にみられるような、子育てと仕事を両立するような社会環境作りが急ピッチで進められている。

しかしながら、このような対策を政府が実施しているにもかかわらず、平成14年に発表された「日本の将来推計人口」によると、晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下という、これまでにない現象も加わり事態の深刻さは日に日に増している。<sup>1)</sup> この事態を深刻に受け止めた政府は、これまでの「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」、「社会保障における子育て支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった四つの柱を加え、子育て支援対策に一層本腰を入れ、取り組み始めている。<sup>2)</sup> さらには、平成15年に政府は「次世代育成支援に関する取組方針」をまとめ、同年7月に「次世代育成支援対策推進法」を成立させている。

このような時代趨勢、すなわち少子高齢化社会を目前に控えた我が国では、とりわけ、地

出生数及び合計特殊出生率の年次推移

厚生労働省「人口動態調査」より



1) 2004年には概数ではあるが、合計特殊出生率が1.29と報告されている。正に歯止めが効かない状況である。ちなみに、現状の人口を維持するのに必要な出生率は2.08である。

2) 「国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号」1頁-2頁、平成15年

域における子育てへの取り組みの重要性は増してくる。かつまた、その重要性を周知させることが重要になる。そこで本稿では、S市A幼稚園のPTA活動を具体的に概観しながら、PTA活動の歴史的推移、そして将来的な展望、そしてその課題にも併せて言及する。

## 2 事例：S市A幼稚園について

### 2-1 地域環境

S市は、A県の北東部に位置しB県と隣接している、人口約5万人の小規模都市である。市の中央には一級河川のT川が流れ、周囲を山々が囲む。人口密度は105人であり、高齢化比率（65歳以上の人口）は25%。この地域に、幼稚園・保育園は26園あり、園児数については1桁台のところから、最大でも200名を超えるところはない。<sup>3)</sup> まさに、行政のこれからの少子高齢化対策が必要な地域である。

26園のうち、2園のみが幼稚園であり、A幼稚園がその内の一つである。A幼稚園は、県境に近いS市南部に位置し、周りには小・中学校がある。また、企業等の工業団地もあるが、大半は田園風景が広がる。震災も少なく、自給自足率も高い影響か、各家庭はその地域に何世代も住み続けてきた人々が多いところであり、保守的気質傾向にある。園児数は、現在約100名。少子化の影響で、現在減少傾向にある。

### 2-2 役員選出について

各单位PTAの役員選出については、地域によって様々な選出方法があるようである。A幼稚園の場合には、園児の通う地域（7地域）から、一般役員が10名選出される。この一般役員もそれぞれの地域で、選出方法は異なる。一般には、子どもが複数、園に通う場合には、最後の子どもが卒園するまでに必ず一度は役員を経験する、という暗黙のルールがある。また、地域の役員とは別に、会長・副会長については異なる方法で選出が行われる。<sup>4)</sup>

表1 【S市A幼稚園PTA規約】

(名称)
第1条 本会はS市A幼稚園PTAと称する。
(目的)
第2条 本会は園児の幸福な成長と園の発展を図ることを目的とする。
(会員)
第3条 本会の会員は同園に在籍園児の父母またはこれに代る人、ならびに教師とする。
(会計)
第4条 本会の会費は月額500円とする。会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

3) 人口に対して園数が過剰なのである。学校区等の見直し等で改善される訳であるが、地方都市に多いように地域の慣習にとらわれ、行政側もなかなか対策に着手しないのが実情である。

4) 後述するが、民主的方法に基づいて役員を選出するというのが、PTAに限らず民主国家での選考の基本であるが、我が国ではまだ根付いていない。我が国にPTAがもたらされ早急に展開された経緯と、それは無関係ではない。

## (役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 書記2名 (父母と教師)

会計2名 (父母と教師) 研修2名 会計監査2名 (父母と教師)

1 役員は委員の互選により決定し、総会の承認を得るものとする。

2 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 会長は本会を総務し役員会議長となる。

副会長は会長を補佐し本会の運営にあたり会長に事故のある場合はその代行をする。

書記は議事を正確に記録し各種会合の通知をする。

会計は本会の一切の経理を行う。

4 顧問 この会には、顧問を置くことができる。

## (総会)

第6条 この会は、定例総会とその他必要に応じて開く臨時総会とする。但し、総会は会員の3分の2以上をもって成立する。決議は出席の過半数の同意を必要とする。

## (委員会)

第7条 委員会は地区委員、役員で構成し、総会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開催をする。決議は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## (監査)

第8条 会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定例総会で報告する。

## (改正)

第9条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。但し、改正案の提出にあたっては、事前にその内容を全会員に周知しておくものとする。

### 2-3 会費について

会費については表1の規約にあるように月額500円である。すなわち、年額園児一人当たり6000円。園児数が100名ほどで昨今推移しているので、PTA会計の収入は約60万円。これで、一年間の活動を運営していく必要がある。<sup>5)</sup>

### 2-4 年間の活動

役員は、会長以下、副会長2名、交通安全リーダー1名、書記2名、会計2名、広報2名、研修2名とそれぞれが分担する。表1に示すように、この12名で適宜役員会を開催し、運営にあたるわけである。年間の活動は、一例であるがおおよそ、表2に示す事項が毎年行われている。

表2

月	事 項
2月	次年度役員選出
3月	PTA新旧役員引継ぎ会

5) これについても後述するが、PTAの会員数によって、すなわち園児・児童・生徒数によってPTAの運営費は格段に差が出るのが実情である。地域格差なく、平等にPTA活動にあたるためにも、少子高齢化社会に直面した地方小都市における、今後ますます頭を悩ませる課題となるだろう。

4月	第1回PTA役員会 S市PTA連絡協議会新旧役員会 S地方PTA連絡協議会新旧役員会 保育参観・PTA総会
5月	S市PTA連絡協議会総会 S地方PTA連絡協議会 PTA指導者研修会 S市PTA連絡協議会懇親会 奉仕作業 S市南部青少年健全育成協議会役員会 S地方PTA連絡協議会懇親会 親子バス遠足
6月	両親学級 S市クリーンシティ作戦 S市南部青少年健全育成協議会総会・講演会 S市PTA連絡協議会役員会 S地方PTA連絡協議会 組織検討会議
7月	「社会を明るくする運動」、「青少年の非行問題に取り組む運動」合同会議
8月	花火大会巡回パトロール 子どもの健やかな成長を願う会分科会・打ち合わせ会
9月	子どもの健やかな成長を願う会 子どもの健やかな成長を願う会分科会 第2回PTA役員会 第2回S市PTA連絡協議会役員会
10月	運動会準備 運動会 交通安全教室 S地方PTA連絡協議会役員会 S地方PTA連絡協議会PTA組織検討打ち合わせ会 S市クリーンシティ作戦
11月	S市PTA連絡協議会教育フォーラム S市PTA連絡協議会懇親会 奉仕作業 第2回PTA指導者研修会 S市PTA連絡協議会社会研修 S市PTA連絡協議会 第2回組織検討会議 S地方PTA連絡協議会情報交換会
12月	生活発表会 クリスマス会 街頭パトロール
1月	もちつき大会 第3回PTA役員会 S市クリーンシティ作戦
2月	豆まき S市南部青少年健全育成協議会役員会 明日の教育を考える会議 S市PTA連絡協議会年度末反省会 保育参観 マラソン大会 次年度役員選出 交通安全クラブ総会
3月	PTA新旧役員引継ぎ会 母親教室 卒園式

特にA幼稚園の場合には公立の幼稚園であるために、市関係の行事にも動員要請がかかる。

### 3 我が国へのPTAの導入について

上述したようにS市幼稚園のPTA活動を概観してきたわけであるが、本節では我が国へのPTA成立の経緯、そしてその後の推移について述べ、次節の今後のPTA活動のあり方・方向性に言及する礎にしたい。

我が国にPTAが成立したのは、戦後のことである。戦後、我が国の教育改革、具体的に言えば、連合軍最高司令官にこの改革の助言を与えるために、米国教育使節団が派遣される。彼らは、我が国の教育について様々な改善要求を行うのだが、PTAについては、児童・生徒の権利の増進、並びに成人教育の母胎となることを示唆している。すわなち、これまで大日本帝国として子女の教育の義務のみしかなかった国民に、教育を国民の権利として理解させるための装置としてPTAに使節団が期待していたことが窺える。しかしながら、PTA導入について、国民の実情は混乱に満ちていた。それは、三井氏の指摘にあるように、「序列社会」から生まれる自主性の欠如である。

三井氏は、次のように言う。「自主性を爪の垢ほども身につけていない日本人は、出生と同時に上下序列の中に位置づけられた。家族という出生最初の集団が、極度の序列社会である。この観点から、地域社会、学校社会、会社、政治集団等と、すべての構成員が序列の中に位置づけられるようにできていた。(中略)このような序列社会に民主主義の木を植え繁らせようとは、まったく無駄なことであった」<sup>6)</sup>と。

また同様の状況を横山氏は、「明らかに上からの啓蒙・指導によるPTAの設置であって、このことは自ら標榜していた『民主的』な『下からの』『自主的な』ということと大きく背反することであり、後々までも『民主的で在るべきことを、非民主的な方法で行った』として、人々の記憶に残り、その正常な発展を大きく妨げたことは否定できない」<sup>7)</sup>と述べる。

確かに我が国は戦後、CI & E (Civil Information and Education Section : 連合軍司令部民間情報教育局)から、文部省に対して「PTAに関する資料」が配布され、これを受け文部省は昭和22年3月に全国都道府県知事宛に「父母と先生の会—教育民主化のために」というパンフレットを配布する。

これを契機に我が国のPTA設置率は急速に普及し、昭和25年にはその設置率が小・中・高合せて90.8%まで届いた。<sup>8)</sup> (グラフ1参照)

確かにPTAは、GHQの影響下で我が国に普及し、先の三井氏、横山氏の指摘にあるように、民主的価値観の醸成の母胎となるべきPTAを、非民主的手法で作上げたという指摘、そしてその認識は正しい。しかし、「父母と先生の会—教育民主化のために」に書かれている、

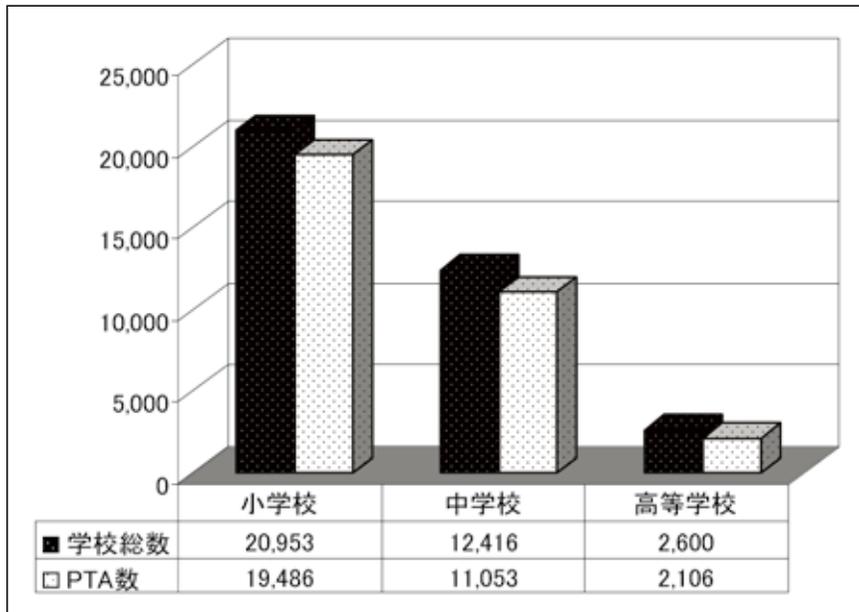
---

6) 三井為友著「PTA導入期の問題性」30-31頁、PTA史研究会編『日本PTA史』所収、日本図書センター、2004年

7) 横山宏著「PTAが教育行政に及ぼした影響」97頁、前掲書所収

8) PTAというこの民主的組織の概念がもたらされる以前の我が国には、「保護者会」、「父兄会」、「母の会」「学校後援会」という組織が存在していた。これらを改組しPTAになったもの、または当時PTAと並存したものもあった。しかしながら、GHQは当時の従来の組織を資金調達の組織であるとみなし、子ども・学校・地域の利益のために民主的運営がなされるPTAの設置を強く推し進めたわけである。

グラフ1 昭和25年のPTA設置数



PTA設置のメリット面，すなわち，

- (1) 学校の設備が充実するようになる
- (2) 義務教育を受けるべき子供が全部就学できるようにする
- (3) 民主主義の教育が理解できるようになる
- (4) 自分たちの知識や教育を身につけることができる
- (5) 児童生徒をよい環境の中におくことができる
- (6) 児童生徒の保護対策をたてる気運が生れる
- (7) 先生の生活を保護することに協力できる
- (8) 先生からいろいろ社会教育に協力してもらえるようになる
- (9) 保健衛生の状態がよくなる
- (10) 学校給食をうまく実施できる
- (11) 学校が美しくなる
- (12) 児童生徒のために学校外で娯楽のプログラムを作れる
- (13) 児童生徒の職業指導の役に立つ
- (14) 父母と先生の間柄が親密になる
- (15) 会員相互が親しくなってお互いを助け合う気持ちが出てくる<sup>9)</sup>

を省みると，半ば強制的であったにせよ，また民主的意味合いが希薄になったにせよ，PTAを我が国に設置した意義はあったとすることができる。例えば，PTAは戦後復興の財政困難な時期に公費の一部負担や完全給食の実施等，その果たした役割は大きい。また，かつての

9) 文部省「父母と先生の会—教育民主化のために」，昭和22年，前掲書 P. 359-P. 372所収

ように様々な学校に関わる諸団体が、PTAの名の下に一元化され、地域の意見を行政側に伝える伝達系統の道筋ができたことは重要なことである。

## 4 次世代育成支援時代のPTA活動

### 4-1 少子化に伴う活動の変化

宮原誠一氏は、PTA活動の四つの側面として(1)PTAは会員の学習活動を組織しなくてはならない、(2)会員の文化活動を組織しなくてはならない、(3)会員の実際活動を組織しなくてはならない、(4)会員の教育活動を組織しなくてはならない<sup>10)</sup>、と言う。これらすべてが、「子どもの幸福」のために「相互によびおこしあい、はねかえりあい、むすばれあって全体としてのPTA運動を強く」<sup>11)</sup>していくと述べる。まったくその通りであると思う。前節でも述べたが、我が国のPTAは本来の民主的手法とは異なる形で、すなわち、学校後援会的な組織がPTAとラベルを変えただけで、PTAとは「学校の依頼をうけて学校に協力するものという通念」<sup>12)</sup>が未だ根強く残っている。この意識を変革し、会員の学習・文化・実際・教育活動を行っていくことが、PTAの基調であらねばならない。

しかしながら、本稿冒頭で述べたように一向に止まらぬ少子高齢化社会を目前にして、PTA活動の基調は当然維持しながらも、その活動としての成果が一層期待される。例えば、次世代育成支援対策推進法で、国は市町村・都道府県の行動計画策定の内容に関しての基本的な事項として、表3の内容を打ち出している。PTAが特に関係してくるのは、第3項と第6項であろう。

第3項の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」についての告示<sup>13)</sup>で、その詳細を8項目に分けている。その中の、PTAが関係することを拾い上げると、「発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の『子育てサポーター』

表3 内容に関する基本的な事項

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

10) 宮原誠一著『PTA入門』P.12-P.18, 国土社, 1990年

11) 同書, P.19

12) 同書, P.20

13) 前掲告示第一号, 平成15年, を指す。

の養成・配置など、家庭教育の推進」と、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」が挙げられる。

前者は、宮原氏の言う「学習活動の組織」、「文化活動の組織」、「実際活動の組織」等を併せて担うことができる。また、後者は過去においてもPTAが力を発揮してきた領域で、有害図書、有害番組等の公表を長年に亘って行ってきた。そして昨今では電気・通信系メディアでの氾濫する情報、そして乱立する24時間営業のコンビニ、ゲームセンター<sup>14)</sup>等の出現で、PTAがカバーする範囲はこれまで以上に拡大している。

高度経済成長期にはPTAは、「T」がその言葉に入っているにもかかわらず、教師対保護者の構図がクローズアップされてきたが、少子化・高齢化社会を迎えた今、「P」と「T」が一致協力し、早急に確実に効率よく、成果の上がる方策を見つけたすことが必要になる。<sup>15)</sup>

第6項については次節で述べる。

#### 4-2 子どもの安全対策への取り組み

先の告示をみると、「子どもの安全対策への取り組み」に対しては、次の3項目が挙げられている。

- 1 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援<sup>16)</sup>

1の交通事故対策については、昭和40年代の「交通戦争」と呼ばれた時代からPTAの果たしてきた役割は大きい。しかしながら、昨今の子どもに関する犯罪、学校への不審者の侵入等の増加については、各単位PTAはそれぞれの学校との連携体制を整えることはもちろん、全国規模での対策・展開が急務である。

文部科学省は、平成17年2月に発生した寝屋川市立中央小学校の事件を受け、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」を設置し、同年3月末日付けで第一次報告を公表している。<sup>17)</sup> その内容を要約すると、(1)学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立、(2)学校への不審者の侵入に備えた取組、(3)学校、家庭、地域が連携した安全・安心な学校づくり、(4)地域に開かれた学校づくりと学校安全、の四つ

---

14) コンビニ、ゲームセンターそのものを悪く考えているわけではない。その利用方法・利用時間は、あくまで大人が子どもを健全に育成して行く上で責任を負うということを自覚する必要があるということを示唆している。すなわち、当為の問題である。

15) 上記の告示により様々な対策が打ち出されているが、具体的に効果が確実に上がる方法は示されていない。1990年代の情報化の爆発的発展の際にも同様であったが、現場レベルでの具体的取組については個々に成果を積み上げ、現場が率先して道筋を付けて行くしかないのが現状である。

16) 前掲告示第一号より抜粋。

17) 文部科学省は、この報告以前に平成14年には「学校への不法侵入時の危機管理マニュアル」、平成15年に「学校施設整備指針」、平成16年に「学校安全緊急アピール」、そして平成17年(2月)に「学校の安全確保のための施策等について」を次々と発表している。それだけ、学校を取り巻く環境が危機的状況に傾いていることを示唆している。

を軸としながら安全対策を講じるように要請している。

特にPTAとして意識的に協力並びに、保護者への実際活動として取り組む必要があるのは、(3)の学校、家庭、地域が連携した安全・安心な学校づくり、と(4)の地域に開かれた学校づくりという二点であろう。特に登下校時のパトロール、地域の安全マップの作成等は早急に対策を講じられるものなので、迅速な活動が望まれる。また、学校、地域、家庭、そして行政が一丸となって、これらの危機についてのコンセンサスを持つことが、今後の活動を展開する上でますます重要になる。

#### 4-3 情報化に対応したPTA活動

1995年以降、我が国は爆発的な規模で情報インフラが進展した。学習指導要領にも「情報」が導入され、ハード面、ソフト面の両面での充実がようやく2005年を過ぎた頃から実現されてきた。

ところが情報機器の利用については、PTA活動の中で効果的な利用を促す文言が見つけれないでいる。旧態依然とした、連絡方法(文書による連絡、電話による連絡)が主流である。

現在の携帯電話、そしてインターネットの普及率から考えるならば、これらをその活動に利用するのは当然の帰結である。そして、ネットワーク上に各学校の個々の情報等を会員等と共有し、またPTA役員だけではなく、必要な情報はすべての保護者にその情報を配信できるシステムの構築を一日も早く行うべきである。<sup>18)</sup>

## 5 今後の課題と展望—終わりに代えて—

事例に再び戻る。S市の一年間の諸活動の回数を事項別に分類し活動数を示した。合計56回、月平均で5回弱活動したことになる。S市のような地方小規模都市の場合には、地元の自営業者が会長職を務めることが多い。もともとこれだけの回数を普通のサラリーマンが務めることは難しい。小田桐誠氏は、『PTA改造講座』の中でサラリーマン会長の嘆きを次のように紹介している。

表4 S市PTA諸活動合計

市関係の会議・研修等	22回
園自体の会議・行事等	21回
地域ボランティア参加等	13回

「『月に一回か二回の会議に参加するだけ。仕事にそんな支障はない。土曜日に会議を設定することも多いしね』と説得されて会長になったのだけど、現実には厳しい。有給はどんどん減っていくし、近隣の会長や校長、役員同士の懇親会などでサイフは軽くなる一方。これで『会長、役員は何をやっているのか』と総会や運営委員会で批判されたり、怒鳴られたのではたまらない」<sup>19)</sup>

18) このシステムを運用することによって、電子メディアの特徴であるタイムシフトが可能になる。

19) 小田桐誠著『PTA改造講座』生活人新書、P.28-P.29、NHK出版、平成14年

もともと誰もがPTA役員として参加可能にするには、行政側、学校側が協力し、市町村レベル、学校レベルでの会議日の設定等を改めることが必要である。さらに言うならば、インターネットを利用することで、掲示板、電子会議室、メーリングリストの構築等を行い、タイムシフトが可能になるように早急に改善することが一つの課題である。

もう一つは、安全面においてICタグ（RFID: Radio Frequency Identification）を利用することである。<sup>20)</sup> これによって、子どもの登下校の管理、位置情報の把握、さらには将来的にはドライバーに付近に子どもがいる情報を発信することも可能であり、交通事故を未然に防ぐことも可能になる。予算的に早急には準備することは難しいことかもしれないが、保護者の協力と理解を集め実施に移したい事項と言えよう。

三つ目の課題は、民主的運営方法の理解が必要である。本来民主国家で教育を受けたならば、すでに身につけていることであるはずだが、我が国では先に述べたように、半ば強制的にPTAを設置された経緯があり、役員には民主的運営に不慣れな役員が多数を占めることが多い。自主性、当事者性が希薄な訳であるが、一年の活動で民主的運営を学習し、その後社会的活動へ目覚めて行く人も多いのもまた事実である。<sup>21)</sup> しかしながら、少子・高齢化社会が切迫し、成果を出す必要がある昨今、日頃から保護者へのPTA活動への理解を深める手立てを用意する必要がある。

またこれと関連することであるが、基本的にPTA役員は単年度であるため、PTA活動を継続的に維持して行くシステムが求められる。もちろんこれまでPTA活動の歴史を顧みて、それが不十分と述べている訳ではない。電子・通信系メディアが発展した今こそ、事実の集積の電子化並びに共有化を図ることが、飛躍的にPTA活動を伸ばすことになるかと確信するからである。

四つ目は役員の本職を活かせるような体制作りが行えないか、ということである。個人情報保護法の施行により、役員間でも参加者の本職が何であるかを把握するまでに時間を要する。本職の特性を活かしながらPTA活動を行える基盤作りも、PTA活動をスムーズに運営する一助になるはずだと確信する。

最後に、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は、平成17年1月に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の答申を行った。その方向性として、家庭・地域社会・幼稚園等の施設の三者による総合的な幼児教育の推進が必要であると述べている。家庭、地域を幼稚園と結びつける原動力は、PTAの結束力・活動力である。そして、それを一層強固なものにして行くためには、先に述べた四つの課題を乗り越えることが必要である。PTAの活動は時代とともに変質しながらも、今また少子・高齢化社会を迎え新たな局面に乗り出そうとしている。情報インフラで得た資源を有効利用し、情報の配信・共有化を一般化し、一層地域の様々な人的・物的交流を生み出す原動力となることが、これからのPTAのあり方であると考えられる。

20) 実際にこれらは、2004年から東京都豊島区にある私立立教小学校や、兵庫県神戸市にあるベンチャー企業が経営する保育園、チャイルドハートで利用されている。

21) S市の場合で述べるならば、2005年に行われた市議会議員立候補者の半数以上がPTA会長経験者であった。

**【参考文献・参考HP】**

「交通安全教育」2005年7月号，日本交通安全教育普及協会  
全国PTA問題研究会編『PTAとは何か 総論編』，あすなろ書房，2002年  
土橋美歩著『PTAの課題と方策—生涯教育時代のマニュアル—』，学芸図書，1995年  
拙著「次世代育成支援時代の保育者養成」豊橋創造大学短期大学部研究紀要第21号所収，2004年  
HP文部科学省（URL=<http://www.mext.go.jp>）